

奈良県告示第三百十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
栗岡 久暢	医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	脳神経外科・ リハビリテー ション科（聴 覚機能障害）	平成三十年 九月三十日
寺方 聡一	てらかたクリニッ ク	磯城郡田原本町大 字薬王寺三四四一	整形外科（肢 体不自由）	平成三十年 十月三十一 日
田中 瑩子	エイコクリニッ ク	生駒市中菜畑二丁 目一一〇九一	内科（呼吸器 機能障害）	平成三十年 十一月二十 六日